

令和4年10月12日

決算特別委員会（令和3年度決算）

一般会計及び特別会計歳入歳出決算
審査意見書概要説明資料

神奈川県監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	2
第4	審査の実施内容	2
第5	審査の結果	2
1	決算計数の正確性について	2
2	予算管理及び決算整理の的確性について	3
3	決算の内容について	3
4	財政状況について	5

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 15 日付けで提出があった令和 3 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類（財産に関する調書については同年 8 月 19 日付けで再提出）について審査した結果、同決算に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和 4 年 9 月 15 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

※ 地方自治法（抄）

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

第 1 審査の種類

決算審査（一般会計及び特別会計歳入歳出決算）

第 2 審査の対象

令和 3 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の対象は次のとおりである。

一般会計

神奈川県一般会計

特別会計

神奈川県市町村自治振興事業会計

神奈川県公債管理特別会計

神奈川県公営競技収益配分金等管理会計

神奈川県地方消費税清算会計

神奈川県災害救助基金会計

神奈川県恩賜記念林業振興資金会計

神奈川県林業改善資金会計

神奈川県水源環境保全・再生事業会計

神奈川県沿岸漁業改善資金会計

神奈川県介護保険財政安定化基金会計

神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計

神奈川県国民健康保険事業会計

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計

神奈川県中小企業資金会計

神奈川県県営住宅事業会計

第3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ正確であるかなどに着眼して審査するものである。

第4 審査の実施内容

審査は、知事から提出された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに関係書類について、次の点を主眼として行った。

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 予算管理及び決算整理は的確に行われているか
- ③ 決算の内容について意見書に記載すべきことはないか
- ④ 財政状況について意見書に記載すべきことはないか

審査に当たっては、提出された歳入歳出決算書等とそれぞれの関係諸帳簿及び証書類とを照合し、関係職員に説明を求めるとともに、財務監査（定期監査）、例月出納検査等の結果を踏まえ慎重に行った。

第5 審査の結果

1 決算計数の正確性について

令和3年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類の計数は、審査した限りにおいて、次の事項を除き、正確なものと認められた。

(1) 歳入の会計年度所属区分等の誤りについて

〈歳入歳出決算書等の金額が誤っていた事項の説明〉

（歳入の会計年度所属区分を誤っていたもの）

- ① 電力供給会社の破産に伴う違約金及び損害賠償金収入679,058円について、令和4年度の歳入とすべきところ、令和3年度の歳入としていた。その結果、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入及び（節）総務費雑入の調定額及び収入済額がいずれも679,058円過大となっているなどしていた。さらに、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の歳入合計並びに実質収支に関する調書の歳入総額、歳入歳出差引額及び実質収支額がいずれも679,058円過大となっていた。

〈歳入歳出決算事項別明細書の内容が誤っていた事項の説明〉

（予算の執行に当たり科目を誤っていたもの）

- ② 令和3年4月分の電気料金の支払遅延に係る延滞利息224円について、予算の執行科目として（節）補償、補填及び賠償金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、電気料金203,566円と併せて全額を（節）需用費で執行していた。その結果、（節）需用費の支出済額が224円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として（節）補償、補填及び賠償金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は224円となっていたことになる。

(2) 不適正な予算流用について

- ・ 障害サービス課は、（細事業）津久井やまゆり園新築工事費（予算現額2,160,925,445円）について、令和3年度2月補正予算における（節）委託料及び（節）工事請負費の補正額の誤りを修正するため、令和4年5月に、（款）民生費（項）障害福祉費（目）障害福祉施設費（節）工事請負費から同目の（節）委託料に537,483,800円の予算流用を行ったとしており、その結果が歳入歳出決算事項別明細書の計数に反映されていた。
- ・ この予算流用については、神奈川県財務規則第20条に定める手続を経っていないことに加え、そもそも会計年度経過後は予算流用を行うことはできないとされていることから不適正なものである。

- ・ 歳入の会計年度所属区分等の誤りなどにより、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められたこと、また、会計年度経過後に不適正な予算流用が行われ、その結果が歳入歳出決算事項別明細書の計数に反映されていたことは大変遺憾な事態である。
- ・ 今後はこうしたことがないよう、各事項に応じた実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係所属において適正な経理処理を一層徹底することが必要である。
- ・ 会計管理システムにおいて、会計年度経過後も予算流用の手続を行うことが可能となっていることから、この点についてシステム上の対応を行うことも併せて検討する必要がある。

2 予算管理及び決算整理の的確性について

令和3年度の予算管理及び決算整理については、審査した限りにおいて、1(2)のとおり、関係法令等に違背し不適正な予算流用が行われたことを除き、関係法令等に照らし、的確に行われたものと認められた。

3 決算の内容について

決算の内容に関しては、次の意見がある。

(1) 収入未済額の縮減について

- ・ 令和3年度に10億円以上（徴収猶予額を除く。）の収入未済が発生している「節」（税にあっては「目」）は、一般会計歳入の個人県民税（「(項) 県民税」「(目) 個人」）、母子父子寡婦福祉資金会計歳入の「(節) 母子父子寡婦福祉資金貸付金返納」及び県営住宅事業会計歳入の「(節) 家賃収入」である。
- ・ 個人県民税及び母子父子寡婦福祉資金貸付金返納の収入未済額の状況をみると、いずれも前年度に比べて減少しているものの、依然として多額に上っていることから、引き続き、その縮減に向けて着実に取り組んでいく必要がある。
- ・ 家賃収入の収入未済額は前年度に比べて増加していることから、滞納初期における対策を徹底するとともに、生活保護住宅扶助費代理納付が未実施の市との調整等を速やかに進めていくほか、代理納付の実施率が低い市や県の保健福祉事務所に対しその活用を働きかけるなどして、収入未済額を縮減させるよう引き続き取り組んでいくことが重要である。

(2) 財産に関する調書の記載について

- ・ 神奈川県立神奈川近代文学館への寄贈資料については、同館の指定管理者である公益財団法人神奈川文学振興会が寄贈を受けた後、県に無償譲渡することとされている。
- ・ 寄贈資料は県有物品となることから、その物品管理者は、神奈川県財務規則の規定に従って、当該物品に類似する物の価格を基準として寄贈資料の評価額を定め、評価額が100万円以上の物品については、財産に関する調書において、物品の区分ごとにその決算年度末現在高等が登載されることとなる。

- ・ 文化課は、寄贈資料について、平成30年度に至るまで長期間にわたり物品管理者としての評価額を定めていなかったことから、平成30年8月に、公益財団法人神奈川文学振興会と覚書を締結し、寄贈資料の評価を同会に行わせることとしたが、そのスケジュールは、概ね10年以内に全資料の評価を終えるとしているものの、評価を行う情報を得やすい寄贈資料から順次評価することとされており、古書等の高額な寄贈資料については、寄贈資料の種類に応じて、令和4年度又は令和5年度から評価を開始することとしていた。
- ・ 評価額が100万円以上となる寄贈資料の状況が、その存在の有無を含めて判明するまでには、更に長期間を要することとなり、この間は、財産に関する調書に係る計数の正確性が担保されない状況となっている。
- ・ 財産に関する調書に係る計数の正確性を担保するため、高額な寄贈資料の評価をできるだけ早期に終えることができるよう、寄贈資料の評価スケジュールを適切に見直す必要がある。

(3) 登録DMOとしての登録に向けた取組状況について

- ・ 国は、平成27年11月に、地域の観光づくりの司令塔となる法人である日本版DMO（令和2年4月以降は登録DMO）と、その候補となり得る法人である日本版DMO候補法人（令和2年4月以降は候補DMO）を登録する制度を創設した。
- ・ 県は、三浦半島魅力最大化プロジェクトにおいて、地域が一体となって広域的な観光戦略を展開することができるよう、新たな広域観光推進組織の設立を目指すとしており、平成28年9月には、民間事業者4社を構成員とするプレDMOが設立された。
- ・ プレDMOは、日本版DMOとして登録され将来的に民間主導で三浦半島地域の広域観光を推進する組織となることを目指して、三浦半島観光連絡協議会からの業務委託により、三浦半島地域連携DMOステップアップ事業等を実施してきた。
- ・ 令和元年5月に、プレDMOの中核を担ってきた2社が、三浦半島地域連携DMOを目指して株式会社DMC Greater Yokohamaを立ち上げ、プレDMOが実施してきた三浦半島観光連絡協議会からの業務委託を継続して実施することになり、株式会社DMC Greater Yokohamaは、令和2年1月に、日本版DMO候補法人として登録されることとなった。
- ・ 観光庁は、令和2年4月に、日本版DMOの登録制度を改正し、登録要件を厳格化するとともに、登録の取消制度等を導入しており、株式会社DMC Greater Yokohamaは、登録要件の厳格化等により、登録DMOとして登録するための要件の一部が満たされない状況となり、事業計画の見直しをせざるを得ない状況となった。
- ・ 株式会社DMC Greater Yokohamaについては、現時点でも登録DMOとしての登録に向けた具体的な見通しは立っていない状況であり、観光庁による候補DMOとしての登録の取消しが可能となる令和5年1月までに登録DMOとして登録されることは極めて困難となっている。
- ・ 横須賀三浦地域県政総合センターは、平成28年度から令和2年度までの間に、三浦半島観光連絡協議会に対して、プレDMO及び株式会社DMC Greater Yokohamaへの業務委託に要する費用の財源として計1億6,814万余円の負担金を交付してきた。
- ・ 横須賀三浦地域県政総合センターにおいて、今回の事態について、これまでの経緯を含めて多角的な視点から検証を行うとともに、その検証結果を今後の観光戦略の展開に適切に活かしていくことが重要である。

4 財政状況について

- ・ 本県の財政運営は、地方消費税、個人県民税や法人二税の増収により、前年度に比べて県税収入が増加したことなどから、結果的に、減収補填債の発行等を行うことなく、当該年度の歳入で歳出を賄うことができるものとなった。
- ・ 急速な高齢化などに伴う介護・医療・児童関係費の増加に加え、神奈川県水防災戦略に基づく対応などに多額の費用が見込まれるものの、本県では、海外経済の回復や個人消費の持ち直し等を背景にした県税収入の増加などにより、令和4年度末の財政調整基金の残高がコロナ禍前と同規模まで回復する見込みであるなどとし、本県の財政状況は一定の改善をしたとしている。
- ・ 令和2年3月に策定した「中期財政見通し」によれば、一般会計では、令和6年度までの5年間で2,600億円の財源不足が見込まれているが、収束を見通せない新型コロナウイルス感染症や、頻発化・激甚化が懸念される自然災害への対応などにも追加の財政需要が生じる可能性があることに加え、不安定な国際情勢に伴う経済状況の悪化による県税収入の減収等も懸念され、今後、本県財政が再び悪化する事態も想定する必要がある。
- ・ 今後の財政運営に当たっては、様々な状況の変化に的確に対応できるよう、国庫支出金の積極的な活用、当面活用が見込まれない県有財産や資金の有効活用などにより歳入を確保するとともに、経済性、効率性、有効性等の観点からの既存施策・事業の抜本的な見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用これまでに以上に取り組んでいく必要がある。
- ・ 将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、本県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

上記のほか、財政状況については、個別に次の意見がある。

(1) 県債発行の抑制

- ・ 県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和5年度までに県債全体の残高を2兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるが、令和5年度末の県債現在高は3兆円を上回る見込みであるとされており、近年の県債発行額の状況等を踏まえると、目標の達成は依然として困難な状況にあると考えられる。
- ・ 後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き県債残高の減少に取り組んでいくことが重要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が収束していないことに加え、ウクライナ情勢を受けた海外経済の状況など、変動要素が多く今後の財政状況が見通せない現状では、県債管理目標設定の根拠となる「中期財政見通し」の推計を見直すことは困難であることから、今後の状況の推移を注視しつつ、適時に新たな県債管理目標を設定することが望まれる。
- ・ 地方交付税の代替措置とされている臨時財政対策債については、令和2年度地方財政対策において、新規の発行が令和4年度まで継続することが決定されているが、本来の姿である地方交付税に還元するよう引き続き強く働きかけていくことが重要である。

(2) 財政における地方公会計の活用

- ・ 地方公会計の導入により、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。
- ・ 主管課（会計課及び財産経営課）における地方公会計の活用促進に向けた令和3年度の実績状況をみると、会計課においては、自所属の財務状況の特徴を把握できる「財務書類特徴把握ツール」の提供を開始し、固定資産等を多く保有している本庁所属に対して個別に説明を行うなど、その活用を促したが、具体的な成果は見られていない。一方、財産経営課においては、各所属に対する活用促進に向けた特段の取組は行っていない状況である。
- ・ 主管課においては、総務省の動向や他の地方公共団体の取組事例などにも留意しつつ、地方公会計の活用促進に向けて積極的に取り組んでいくとともに、各所属に対して必要な支援を行なっていく必要がある。
- ・ 各所属においても、主管課による支援を活用するなどして、地方公会計の活用に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。